

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画について

1 国事業の概要

(1) 趣旨

「生産性向上特別措置法（5月23日公布・6月6日施行）」において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

(2) 概要

国が策定する導入促進指針に基づき、市町村が導入促進基本計画を策定します。市が中小企業者の設備投資に係る計画（先端設備等導入計画）を認定することで、当該中小企業者は、次のような優遇措置を受けることができますようになります。

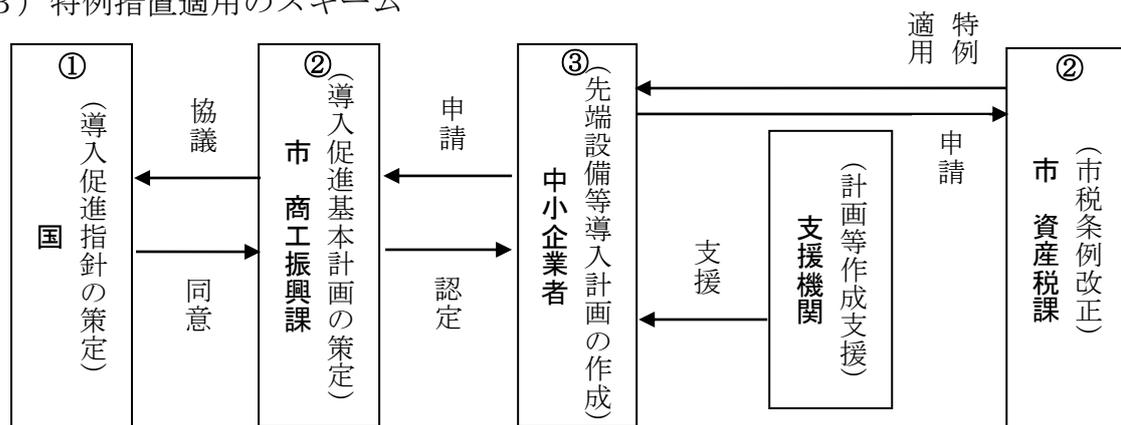
【優遇措置の内容】

- ①償却資産に係る固定資産税の特例制度を創設（地方税法附則第15条第47項）
- ・対 象 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・特例率 課税標準を0以上2分の1以下で市町村が定める率に軽減
 - ・期 間 対策期間は平成30年度から平成32年度までの3年間

②国が実施する設備投資に係る補助事業における優先採択

市町村が課税標準の特例率を0%とした場合、市町村が策定する導入促進基本計画に沿った設備投資については、国補助事業の優先採択の対象となります。

(3) 特例措置適用のスキーム



2 本市の導入促進基本計画の概要

(1) 対象者	中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者
(2) 対象地域	市内全域
(3) 対象業種	全ての業種
(4) 計画期間	国が同意した日から3年間
(5) 目 標	中小企業者の労働生産性が年平均3%以上向上すること
(6) 先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産・販売活動の用に直接供される次の設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、器具備品、測定工具及び検査工具、 建物附属設備、ソフトウェア

3 償却資産に係る固定資産税の特例制度について

市の認定を受けた先端設備等導入計画が次の要件を満たす場合、地方税法附則第15条第47項の規定に基づき、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準を3年間ゼロに軽減するよう、今議会で市税条例を改正

(1) 対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
(2) 対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で1%以上向上する下記の設備(地方税法施行令附則第11条第45項) 【減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)
(3) その他要件	生産、販売活動の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、古くから商工業、農林水産業など各産業がバランス良く調和した県内第二位の人口規模のまちとして成長してきました。近年、人口は徐々に増加傾向で推移していますが、高齢化が進展しています。工業では電子部品や鋳物などをはじめとする産業が盛んで、平成27年の工業製品出荷額は約4,185億円で島根県全体の約4割を占めています。また、出雲大社をはじめとする数多くの歴史的文化遺産が全国から注目されており、これらに関連する観光産業も盛んです。近年は、着々と進む山陰自動車道の整備や出雲と都市圏、地方とを結ぶ航空路線の拡充によって交流人口が増加しており、経済のさらなる活性化に大きな可能性を持つまちです。

このような本市において、市内事業所の99.6%を占める中小企業・小規模企業（以下「市内中小・小規模企業」）は、本市の経済を支え、多くの雇用を生み、賑わいを創出し、地域に根ざした活動を行い、市民生活の向上に大きく寄与しており、本市の活性化にとって不可欠な担い手です。

しかしながら、市内中小・小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少や経済のグローバル化、IT(情報技術)の普及等の激しい変化により、人手不足、後継者不足など、事業活動に様々な課題が日々生じています。この状況を放置すれば、市内中小・小規模企業の衰退を招き、ひいては本市の活力が大きく失われかねません。

こうした危機感が強まる中、本市は、平成29年3月16日に市内中小・小規模企業の振興を目的に「出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

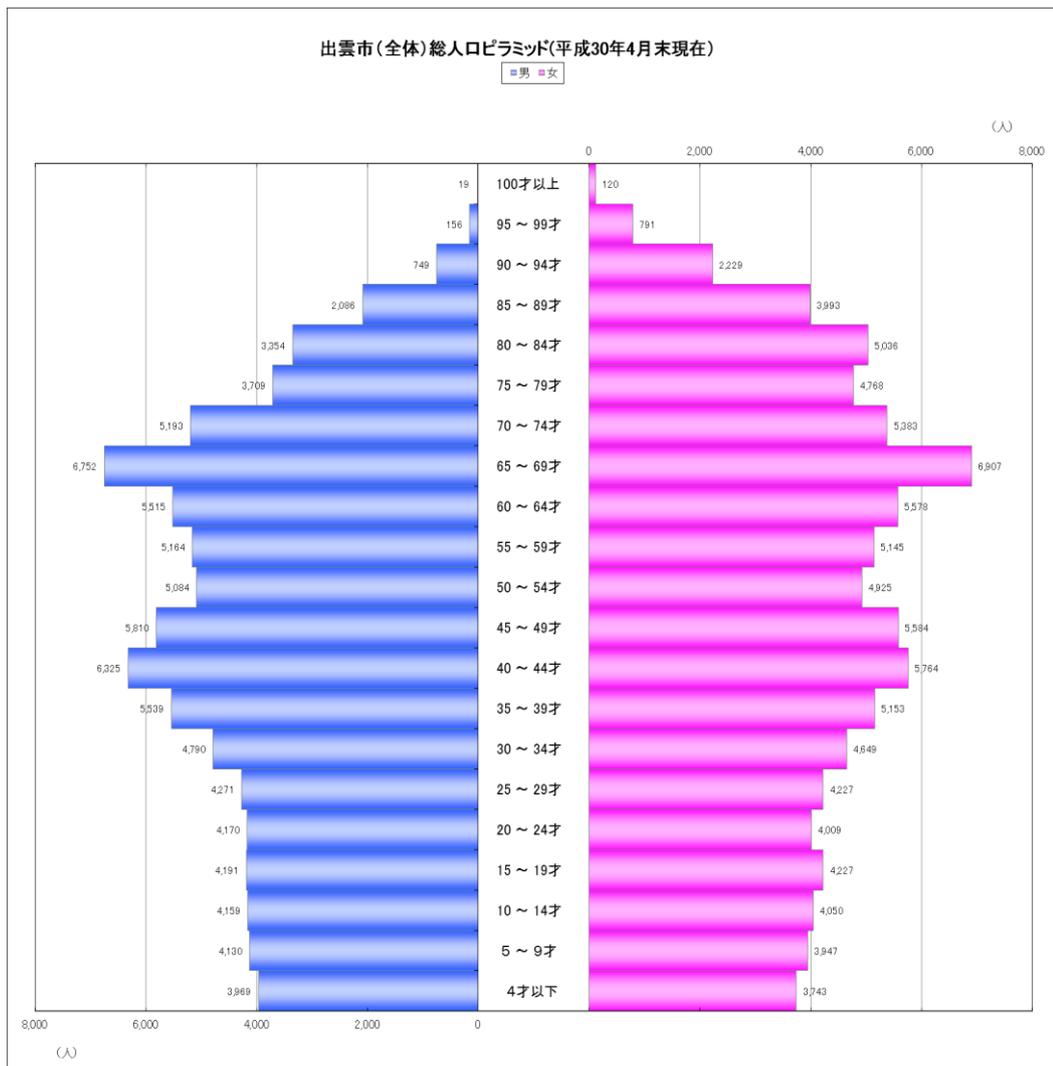
昨今の厳しい状況を乗り越えていくためには、市内中小・小規模企業自らが不断の経営改善・向上に努めるとともに、市、商工支援団体、金融機関、教育機関、市民は、市内中小・小規模企業の重要性を理解し、持続・発展を目指して頑張る市内中小・小規模企業を一体となって支援・協力していくことが必要です。

こうした認識のもと、市内中小・小規模企業をはじめとする企業の持続・発展を実現するためには、生産性を抜本的に向上させることが必要不可欠で、そのためには先端設備の導入を促すことが極めて有効です。

(図1：出雲市の人口の推移)



(図2：出雲市の総人口ピラミッド)



(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、『山陰の経済、文化をリードする元気な地方都市 出雲』として更に経済発展をしていくことを目指します。

この実現のため、市は、現在策定中に出雲市中小企業・小規模企業振興計画において、生産性の向上に向けたIT化等の推進、設備投資への支援を推進施策として定め、認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等への情報提供など必要な支援を迅速に行う体制を整えることで先端設備等導入計画の積極的な策定を促します。

(3) 労働生産性に関する目標

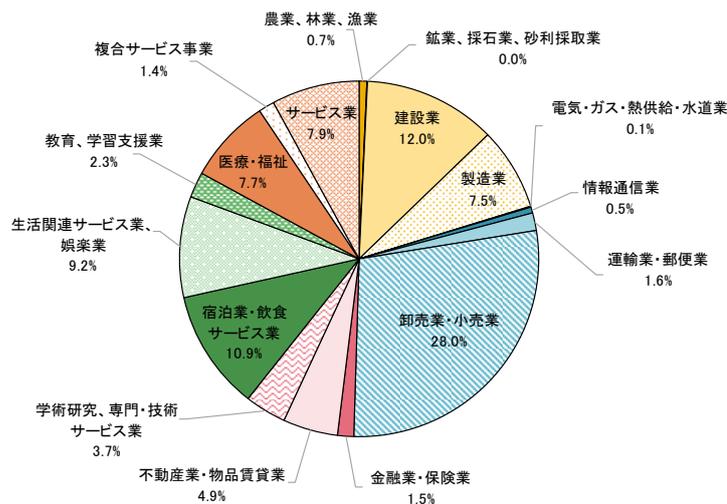
先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業、建設業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。（図表1）

従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備等は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとします。

(図表1：業種別事業所数割合)



出典：平成26年経済センサス加工による

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

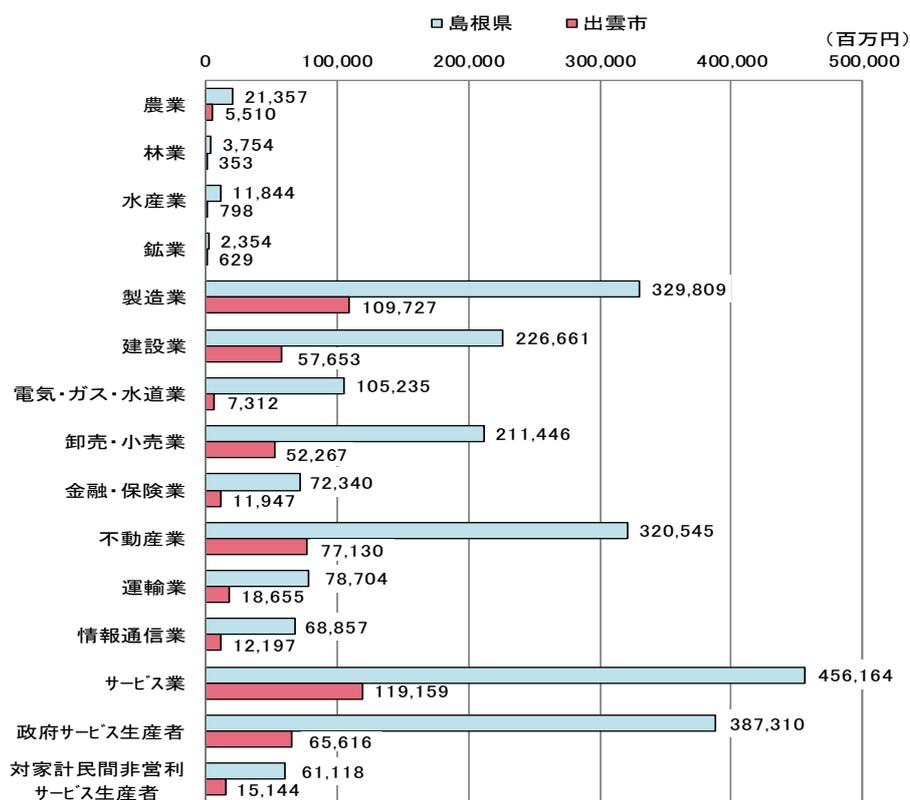
(1) 対象地域

本市の産業は、出雲平野部を中心として広域に立地しています。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業、建設業、製造業、サービス業等と多岐に渡り多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とします。なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様です。従って本計画においては、労働生産性が年平均3%以上の伸び率に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

(図表2 産業区分別総生産)



出典：島根県統計情報データベース 平成26年島根県市町村民経済計算

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、本計画に国が同意した日から3年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としません。

また、健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。